

◎水循環基本法

(平成二六年四月二日法律第一六号) (参)

一、提案理由(平成二六年三月二〇日・参議院本会議)

○藤本祐司君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

まず、水循環基本法案について説明いたします。

水は生命の源であります。そして、その循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因によって水循環が変化し、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等、様々な問題が顕著となっております。

本法律案は、このような現状に鑑み、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進しようとするものであります。

その主な内容は、次のとおりです。

第一に、水循環に関する施策について、基本理念を定めるこ

ととしています。

第二に、政府は、水循環基本計画を定めなければならないこととしています。

第三に、基本的施策として、貯留・涵養機能の維持向上等を定めることとしています。

第四に、内閣に水循環政策本部を置き、本部長に内閣総理大臣を充てることとしています。

……(略)……

以上が両法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、両法律案は、国土交通委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二六年三月二七日)

○梶山弘志君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、水循環基本法案は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念及び国等の責務並びに水循環に関する基本的な計画の策定等について定めるとともに、内閣に、内閣総理大臣を本部長とす

る水循環政策本部を設置する等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

両法律案は、参議院提出に係るもので、去る三月二十日本委員会に付託され、昨二十六日、参議院国土交通委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。